

平成20年2月5日

国民生活審議会消費者政策部会
消費者契約に関する検討委員会 御中

(社)日本経済団体連合会
経済第二本部長 阿部泰久

消費者契約法改正に関する意見

消費者団体による消費者団体訴訟（差止請求）制度を特定商取引法、景品表示法に導入するにつき、認定・監督および訴訟手続を消費者契約法に一元化することに賛成する。

ただし、同一事案に対して、三法により重複、錯綜した訴訟が行われるならば、単に被告事業者側の応訴負担のみならず、裁判制度濫用による弊害を招来するものであり、消費者契約法改正にあたり以下の点について特段の配慮を求めらる。

1. 少なくとも同一の事業者による同一の事件に対する訴訟に対しては、現行消費者契約法第四十五条（弁論等の併合）の規律に服するものであることを明確にすべきこと。
2. 同種の事件に対する訴訟に対しては、現行消費者契約法第四十四条（移送）の規定が該当することを内閣府の責任において明確にすべきこと。

なお、本件は民事訴訟法上の「訴訟物」をめぐる裁判および行政の現行実務のあり方についてコメントするものではない。

以上